

異動届の書き方

◎給与支払報告書提出後に、退職・転勤・休職などの事由により、特別徴収ができなくなった場合には、この異動届を提出してください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和 7 年 8 月 8 日提出		中央区長 殿		〒104-0045 東京都中央区築地1-1-1 築地ビル2階		年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
フリガナ チュウオウ ハナコ		フリガナ チュウオウカブシキガイシャ		特別徴収義務者 指定番号 0088888888 ←		宛名番号 1234567	
氏名 中央 花子		氏名又は名称 中央株式会社		担連 所属 氏名 〇〇〇〇		電話 03-9999-9999 内線 (123)	
個人番号 234567898765		個人番号 1234567890123		異動 年月日 7 年 1 月 31 日		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	
受給者番号 T12345		特別徴収税額 (年税額) 204,000 円		徴収済額 (イ) 19,000 円		未徴収税額 (ア)-(イ) 185,000 円	
1月1日現在の住所 東京都中央区築地9-1-1		7 月から 7 月まで		8 月から 5 月まで		異動後の未徴収 税額の徴収方法 3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
異動後の住所 東京都千代田区有楽町 5番2-3301							

A 給与所得者

B 1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地	担当者 連絡先	受給者番号
フリガナ	所属 氏名	納入書の可否 (新規の場合のみ記載)
氏名又は名称	電話 内線 ()	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

C 2. 一括徴収の場合

理由 右から 番号を 記入	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
	2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

D 3. 普通徴収の場合

理由 右から 番号を 記入	1. 異動が 令和7 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
	2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
	3. 死亡による退職であるため

中央区より通知している特別徴収税額通知書に記載のある「指定番号」を記入してください。

税額通知書に記載のある「宛名番号」を記入してください。(マイナンバーではありません)

①異動後の徴収方法を「普通徴収」とするときは、枠内に「3」と番号を記入してください。
②「3. 普通徴収の場合」(D欄)に、該当する理由の番号を枠内に記入してください。(注)同欄の理由に該当しない場合は、特別徴収継続の場合を除き、一括徴収により納入してください。

eLTAXで給与支払報告書を提出し、特別徴収税額通知(納税義務者用)の受取方法を「電子データ」と選択した場合は、必ず「受給者番号」を記入してください。受給者番号は、電子データ受取時の個人識別(特定)に必要となります。

提出期限は、異動日の翌月10日です。

- ≪異動後の住民税の支払方法≫
- 特別徴収継続・異動後に、新しい勤務先で引き続き特別徴収する方法【A・Bの欄を記入】
 - 一括徴収・退職時の給与又は退職手当から一括して差し引く方法【A・Cの欄を記入】
 - 普通徴収・従業員自身が納税する方法【A・Dの欄を記入】
- ※ただし、1月1日から4月30日までの間に異動された場合は、2の一括徴収で処理してください。

※異動届の提出先は、該当年度の1月1日現在における、給与所得者の住所がある市区町村です。転居等により令和6年度と7年度、又は令和7年度と8年度で課税される市区町村が異なり、両年度の徴収方法を変更する場合、両方の市区町村に提出が必要となります。